

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第2章 通則</p> <p>第2節 入学</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第18条 本学へ入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、別に定める期日までに願出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>日本国以外の国籍を有する者</u>で、日本の学校を卒業した者は、前項各号の書類のほか、<u>外国人登録原票記載事項証明書</u>を添付しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第7節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生</p> <p>(外国人留学生)</p> <p>第34条 <u>日本国以外の国籍を有する者</u>が、日本において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する場合には、当該学府教授会等又は学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 通則</p> <p>第2節 入学</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第18条 本学へ入学を志願する者(以下「<u>入学志願者</u>」という。)は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、別に定める期日までに願出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>日本の国籍を有しない者</u>で、日本の学校を卒業した者は、前項各号の書類のほか、<u>住民票の写し(国籍等、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日が記載されたものに限る。)</u>を添付しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第7節 研究生、科目等履修生及び外国人留学生</p> <p>(外国人留学生)</p> <p>第34条 <u>日本の国籍を有しない者</u>が、日本において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する場合には、当該学府教授会等又は学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。</p> <p>2 (略)</p>	

附 則 (24 教規則第 4 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。